

(ウ) 扶養義務の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、①扶養義務者の職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性が調査されず、そのため扶養能力調査が適切に行われていない事例、②管内に居住する重点的扶養能力調査対象者について、実地につき調査がされていない事例、③管外に居住する重点的扶養能力調査対象者について、文書により照会はしているが期限までに回答がないのにもかかわらず再度期限を付して照会をしていない事例などが認められた。実施機関によっては、そもそも局長通知第5について全く理解せず、把握された扶養義務者に対して一律に文書による照会をしているところも認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、扶養義務の取扱いについて、局長通知第5に基づき、別冊問答集第1編第5を踏まえ、管内の実施機関に対し指導を徹底すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、局長通知第5の趣旨及び重点的扶養能力調査対象者の取扱いについて徹底願いたい。

なお、重点的扶養義務調査対象者に係る扶養能力調査及び扶養の履行状況の調査は年1回程度行うこととされていることに留意すること。

(エ) 要保護世帯向け長期生活支援資金制度（リバースモーゲージ）の活用について

監査の結果、一部の実施機関において、要保護世帯向け長期生活支援資金制度の活用が可能な世帯であるにもかかわらず、必要な指導援助が行われていない事例が認められた。

については、都道府県等本庁においては、指導監査等において要保護世帯向け長期生活支援資金制度の活用が可能な世帯であるにもかかわらず未だにその活用が図られていない事例が認められた場合には、当該事例を個別に検討の上、必要な助言指導を行うこと。

(オ) 実施体制の整備等について

a. 実施体制の整備について

監査の結果、増加する保護の相談や新規申請の処理に迫られる中、一部の実施機関において現業員による継続ケースへの指導援助が不十分な事例が多数認められた。特に稼働可能な被保護者に対する就労指導又は就労支援については、時機を逸せず適切に実施することが重要であることから、現業員の配置等実施体制の整備は喫緊の課題となっている。

については、都道府県等本庁においては、社会福祉法第16条に定められる現業員数の充足、査察指導の体制整備及び社会福祉主事有資格者の配置について指導すること。

また、職業安定行政その他の関係機関等との連携強化、自立支援プログラムの活用促進及びセーフティネット支援対策等事業費補助金等を活用した面接相談員、就労支援員、年金調査員、診療報酬明細書点検員などの配置又は増員などによる実施体制の強化についても、指導監査の際にその必要性に応じ具体的な助言をお願いする。

その際、小規模の実施機関においては、単独では必要な人員の確保が困難な場合があることから、当該事業を複数の実施機関で共同実施するなど必要な調整及び支援についても検討願いたい。

b. 組織的運営管理について

監査の結果、一部の実施機関において、訪問調査活動、病状の把握及び就労指導・就労支援、扶養義務の取扱及び他法他施策の活用など生活保護の適正な決定実施の基本的事項に多数の問題が認められたが、これらの原因として、前年度の監査結果等が福祉事務所の生活保護業務の実施方針及び事業計画に反映されていないこと、査察指導員等によるケース審査が的確に行われずさらに現業員への指示事項に係る進行管理も徹底されていないなど、所長等幹部職員及び査察指導員による組織運営管理にそもそもの問題があることが認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、年度当初に管内実施機関（福祉事務所）の実施方針及び事業計画が、「保護の実施機関における生活保護業務の実

施方針の策定について」(平成17年3月29日社援保発第0329001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)及び「生活保護業務の実施方針の策定に関するQ&Aの送付について」(平成17年3月29日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡)を踏まえ、前年度の監査結果や国の生活保護行政の重点事項等を反映するなど適切に策定されるよう助言指導を行った上で、指導監査に当たってその実施状況を確認すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①査察指導台帳及びその補助簿等各種台帳並びに訪問調査予定・実績表などの整備及び点検、②現業員業務及び査察指導などに係る各種マニュアルの整備、③チェック表などを活用した一斉点検の実施、④日常のケース審査及び現業員への指示事項についての進行管理の強化について、指導を徹底願いたい。

(3) 国が実施する監査等について

ア 平成22年度における監査計画について

国の実施する法施行事務監査は次の3つの類型に分類し実施することとしている。

【重点】毎年度、本庁及び複数の福祉事務所に対する実地監査を実施。

【一般A】毎年度、本庁及び一福祉事務所に対する実地監査を実施。

【一般B】毎年度、本庁監査（於：縣市本庁）を実施。なお、福祉事務所に対する実地監査は隔年で実施。

3類型の対象都道府県・指定都市については、次のとおりであるので、対応方よろしくお取り計らい願いたい。

なお、重大な事件・事故等の発生を踏まえ、重大な問題を有すると判断した福祉事務所等については、必要に応じ特別監査等を実施することとしているので知願いたい。

(ア) 重点監査：3都府市

東京都、大阪府、大阪市

(イ) 一般監査A：30道府県市

北海道、青森県、秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、
京都府、奈良県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、沖縄県

さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、

名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、相模原市

(ウ) 一般監査B：33県市

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、新潟県、
富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、
兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、
佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

札幌市、仙台市、広島市

※ 下線部については、本庁監査のみ実施予定。

また、監査資料については、管内福祉事務所の制度の運用状況及び本庁監査の実施状況を把握し、適確かつ円滑な監査を行う上で必要であるので、都道府県市本庁において誤りがないか確認の上、提出期限までに当室に必ず届くよう協力願いたい。平成22年度の監査資料の様式については、必要な改正を行い平成22年3月末に示す予定である。

イ 研修会等の開催について

平成22年度においては、以下の研修会等の開催を予定しているので、関係職員のパ遣等についてご協力願いたい。

(ア) 新任生活保護査察指導員基礎研修会について

保護の実施機関においては、保護の決定等について適正な事務処理が必要不可欠であるが、近年、生活保護査察指導員の約2割は現業経験がなく、査察指導機能が著しく低下していることから、保護の相談・申請及び廃止における不適正な取扱い、生活保護査察指導員等の業務の管理が不十分なことによる現業員の保護費の詐取、不十分なケース審査や決定実施事務につけこまれた通院移送費の保護費不正受給のような事例が発生している状況にある。

このような状況を踏まえ、生活保護の適正な運営を確保するため、特に現業経験のない査生活保護査察指導員に対して、下記のとおり研修を実施することとしている。詳細については、決定次第連絡することとしているので、関係職員のパ遣等についてご協力願いたい。

○ 新任生活保護査察指導員基礎研修会

対象者：現業経験のない生活保護査察指導員

開催時期：平成22年5月26日～28日（予定）

開催日数：3日

開催場所：首都圏

内 容：査察指導業務の基本についての講義、事例発表及び意見交換 等

(イ) 全国生活保護査察指導に関する研究協議会について

一定の経験を有する生活保護査察指導員を対象に、下記のとおり研究協議会を実施することとしている。詳細については決定次第連絡することとしているので、管内福祉事務所等の関係職員の派遣等についてご配慮願いたい。

○ 全国生活保護査察指導に関する研究協議会

対象者：一定の経験を有する生活保護査察指導員

開催時期：平成22年8月25日～27日（予定）

開催日数：3日

開催場所：首都圏

内容：今求められる査察指導業務や自立支援についての事例発表及び研究協議等

(ウ) 生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議について

近年、保護の相談・申請及び廃止における不適正な取扱い、職員による保護費の詐取などの不祥事、通院移送費を悪用した多額の保護費不正受給事例など広範囲にわたり種々の問題が生じており、本庁における管内福祉事務所に対する指導監査の充実が求められている。このような状況を踏まえ、各都道府県・指定都市の生活保護指導職員を対象に下記のとおり、会議を実施することとしているので、監査班長など関係職員を派遣願いたい。なお、詳細については、決定次第連絡することとしている。

○ 生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議

対象者：各都道府県・指定都市の生活保護指導職員

開催時期：平成22年5月12日～14日（予定）

開催日数：3日

開催場所：首都圏

内容：国の監査の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等

(エ) ブロック会議の開催について

平成22年度においても、ブロック会議の開催を予定しているところである。詳細については、決定次第連絡することとしている。

生活保護法施行事務監査事項

(*下線及び取消線は、昨年度からの変更点である。)

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>1・保護の適正実施の推進</p> <p>(1) 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底</p>	<p>1 面接相談時等における適切な対応と事務処理</p> <p>(1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、「保護のしおり」の活用等により、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。</p> <p>(2) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。</p> <p>(3) 他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行われているか。</p> <p>(4) <u>生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制がとられているか。</u><u>手持ち金及び預貯金の保有状況、家賃、水道・電気等のライフラインに係る滞納状況等、いわゆる急迫性の確認が的確に行われているか。</u></p> <p>(5) 相談内容、指導助言結果が面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。</p> <p>(6) 相談者に対し、「居住地がなければ保護申請できない」、「稼働年齢層は保護申請できない」、「<u>自動車や不動産を処分しなければ申請できない</u>」等の誤った説明を行ったり、扶養が保護の要件であるかのように説明するなど、保護の申請権を侵害するような行為及び申請権を侵害していると疑われるような行為は厳に慎み、保護申請の意思を確認しているか。</p> <p>また、申請の意思が表明された者に対しては、<u>保護申請に当たって事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか。</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(7) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。</p> <p>(8) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。</p> <p><u>(9) 生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう、生活保護制度の周知や民生委員及び各種相談員との連携、保健福祉関係部局、水道・電気等の事業者等との連絡・連携体制がとられているか。</u></p> <p>2 保護開始時における調査の徹底</p> <p>(1) 資産等の把握状況</p> <p>ア 保護の申請書、資産申告書（不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（稼働収入、年金等）の内容は、拳証資料等に基づき十分審査されているか。</p> <p>また、生活圏内の関係先（金融機関、保険会社、社会保険事務所等）調査等によって十分に検証・確認されているか。</p> <p>イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書が適切に徴取されているか。</p> <p>ウ 急迫性がないにも関わらず、保護開始決定後に調査していることはないか。</p> <p>エ 保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等が行われているか。</p> <p>オ 法第63条を適用し、保護を開始した場合は、文書により本人に周知されているか。</p> <p>(2) 他法他施策の活用状況</p> <p>ア 年金、手当、その他<u>自立支援給付等</u>の他法他施策の活用又は活用の可能性について十分検討されているか。</p> <p>イ 要保護世帯向け長期生活支援資金制度の優先活用について検討されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(3) 病状及び稼働能力活用状況の把握 病状及び稼働能力の活用状況が的確に把握されているか。また、必要に応じ検診命令等が活用されているか。</p> <p>(4) 扶養義務履行の指導状況</p> <p>ア 扶養義務者の存否の確認が行われているか。 また、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認が行われているか。</p> <p>イ 扶養義務者について、職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性が調査されているか。 また、精神的な支援の可能性についても確認されているか。</p> <p>ウ 重点的扶養能力調査対象者が管内に居住している場合には、実地に調査されているか。</p> <p>エ 重点的扶養能力調査対象者が管外に居住する場合には、回答期限を付して照会し、回答がないときは、再照会を行っているか。なお、回答がないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会が行われているか。</p> <p>オ 重点的扶養能力調査対象者に対する扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。</p> <p>カ 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対する扶養能力調査は適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 保護受給中における指導援助の推進</p>	<p>キ 扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合には、すみやかに調査が行われ、再認定等適宜の処理が行われているか。</p> <p>また、重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査が、年1回程度行われているか。</p> <p>3 関係機関等との連携</p> <p>関係部局、民生委員、保健所、障害者更生相談所、児童相談所、町村役場、公共職業安定所、医療機関、介護機関等との連携が円滑に行われているか。</p> <p>1 権利、義務の周知徹底</p> <p>被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、適時適切な指導が行われているか。</p> <p>なお、高校生のアルバイト収入等の申告義務についても周知されているか。その際、高校生のアルバイト収入については、未成年者控除等の勤労控除及び高等学校等就学費の支給対象外経費等の収入認定除外について、周知されているか。</p> <p>さらに、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図られているか。</p> <p>2 資産及び収入の把握</p> <p>(1) 資産の把握</p> <p>ア 資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等によりの確に確認されているか。</p> <p>また、資産の申告内容に変化はないか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額が的確に把握されているか。</p> <p>イ 要保護世帯向け長期生活支援資金制度の活用など、資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。</p> <p>(2) 収入の把握</p> <p>就労可能と判断された被保護者については、<u>収入の有無にかかわらず</u>毎月（収入が安定している場合は3箇月ごと）、就労困難と判断された被保護者については少なくとも12箇月ごとに収入申告書が徴取されているか。</p> <p>ア 稼働収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は、毎月徴取されているか。その際、給与証明書等挙証資料は添付されているか。</p> <p>(イ) 収入申告書及び給与証明書等挙証資料の内容審査（稼働日数、給与額等）は、適切に行われているか。また、必要に応じて事業主等の関係先調査は行われているか。</p> <p>イ 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は適切に徴取されているか。また、必要に応じ、年金改定通知書（写）等挙証資料は添付されているか。</p> <p>(イ) 年金、保険金等の受給権の有無及び受給金額は、必要に応じ、社会保険事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。</p> <p>(ウ) 仕送り額等は、的確に把握されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>ウ 課税状況調査の実施状況</p> <p>(ア) 毎年、全ケースの世帯員全員について、6月以降、課税資料の閲覧可能な時期に速やかに調査が実施されているか。<u>特に管外市町村に住民票がある者については、当該市町村に対しても課税情報の提出につき協力を求めているか。</u></p> <p>なお、未申告の収入が判明した場合、その収入を継続して得ているかを確認し、現在も継続して収入があることが判明した場合、遅くとも8月分の保護費に反映させるよう迅速な認定処理が行われているか。</p> <p>さらに、その調査結果が決裁されているか。</p> <p>また、法第78条適用等の処理が、遅くとも年度内に完結されているか。</p> <p>(イ) 課税状況調査の実施漏れや実施の遅れ等を防止するため、査察指導員等による進行管理や全ケースに係る調査結果の点検等、課税状況調査を的確に行う体制の整備が図られているか。</p> <p>(3) 年金等の受給権の確認</p> <p>ア <u>社会保険庁日本年金機構より誕生月35歳、45歳及び58歳時に送付される年金「ねんきん定期便」</u>を活用するなど、老齢基礎年金等の受給権について確認されているか。</p> <p>イ 一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金や労働者災害補償保険の障害（補償）給付等の受給権について確認されているか。</p> <p>ウ 遺族厚生年金や労働者災害補償保険の遺族（補償）給付等の受給権について確認されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(4) その他、他法他施策の活用 身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳の取得、 <u>障害者自立支援医療介護扶助または医療扶助に係る自立支援給付等の活用</u>の可能性等、他法他施策の活用について検討されているか。</p> <p>(5) 入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱い 入院患者日用品費等の累積金は、少なくとも12箇月ごとに把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</p> <p>3 援助方針の策定</p> <p>(1) 援助方針は、アセスメント表を作成するなど、訪問調査活動や病状把握等の関係機関調査により把握した生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析し、それらの課題に応じて具体的に策定されているか。 また、策定した援助方針については、要保護者本人に理解を得るよう説明しているか。</p> <p>(2) 援助困難なケース等については、関係機関とも連携の上、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に検討されているか。</p> <p>(3) 援助方針は、ケースの実態の変化に即して適切に見直しがされているか（ケースの状況等に変動がない場合であっても年1回以上見直すこと）。</p> <p>(4) 援助方針が、ケース記録等に明記されているか。また、説明した旨がケース記録等に明記されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>4 訪問調査活動の充実</p> <p>(1) 訪問計画の策定</p> <p>ア 実施機関において統一的な訪問基準を策定する場合には、生活状況の把握、保護の要否及び程度の確認、自立助長のための助言指導など、訪問調査活動の目的を達成するために考慮されているか。</p> <p>なお、個々の被保護世帯への訪問基準の設定にあたっては、訪問基準を画一的に当てはめることなく、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。</p> <p>イ 個別のケースに対する訪問計画は、ケースの実態、訪問調査活動の目的に応じて適切なものとなっているか。</p> <p>また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われているか。</p> <p>(2) 訪問調査活動の状況</p> <p>ア 訪問は、訪問計画に沿って確実に実施されているか。</p> <p>また、ケースの状況変化を考慮し、必要に応じた随時の訪問が実施されているか。</p> <p>特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。</p> <p>イ 訪問調査活動の目的に添って必要な指導援助が行われているか。</p> <p>また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、介護保険制度等による介護サービスの活用等必要な指導援助が行われているか。</p> <p>ウ 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な指導援助が行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>エ 面接すべき者の不在が続く等の場合には、訪問方法を工夫する等適切な対応措置がとられているか。</p> <p>また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行う等、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力しているか。</p> <p>オ 長期にわたって来所による面接が続き、訪問調査活動の目的が達成されていないケースはないか。</p> <p>カ 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。</p> <p>また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。</p> <p>5 就労阻害要因の把握</p> <p>(1) 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助が適切に行われているか。</p> <p>(2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、直近のレセプトの活用、主治医訪問、囑託医協議、必要に応じ検診命令等によりの確に、年1回以上は把握されているか。</p> <p>(3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況、入所条件等が勘案され、適切に行われているか。</p> <p>6 個別具体的な指導援助の充実</p> <p>(1) 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の状況</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>ア 稼働能力を活用しているか否かについては、</p> <p>①稼働能力</p> <p>②稼働能力を活用する意思</p> <p>③稼働能力を活用する就労の場</p> <p>があるか否かにより判断し、必要に応じケース 診断会議や稼働能力判定会議等により組織的に 検討されているか。</p> <p>イ 就労・求職状況管理台帳が整備されているか。</p> <p>また、対象者には、求職活動状況・収入申告 書を毎月提出させ、内容を把握し、必要な指導 が行われているか。</p> <p>ウ 就労に関する個別支援プログラムを活用する など、自立に向けた適切な指導援助が図られて いるか。</p> <p>エ 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関 との組織的連携は十分行われているか。</p> <p>また、求人情報等の収集提供、必要に応じた 公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行わ れているか。</p> <p>オ 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、 就労日数、時間、収入等が少ない者に対し、勤 務先調査又は課税状況の調査が行われているか。</p> <p>また、地域の有効求人倍率や求人情報等を踏 まえ、稼働能力を有している者の年齢、資格、 生活歴、職歴等から総合的に勘案し、稼働能力 が活用されていない場合は、転職を含む増収指 導が行われているか。</p> <p>カ 稼働能力の活用についての指導指示は、必要 に応じ、文書指示により徹底されているか。</p> <p>また、指導指示に従わない場合には、保護の</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>停・廃止等の措置は適切に行われているか。</p> <p>キ 被保護者に対し、検診命令に従わない場合において、必要があると認められるときは、保護の申請が却下され、又は保護の変更、停止若しくは廃止をされることが伝えられているか。</p> <p>(2) 高齢者、障害者世帯等要援護世帯に対する指導援助の状況</p> <p>ア 高齢者、障害者等世帯について、介護保険制度及び障害者自立支援法等による各種サービスの活用が図られているか。</p> <p>イ 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</p> <p>ウ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。</p> <p>エ 高齢者、障害者等世帯について、必要な生活環境等の整備のための制度の活用が図られているか。</p> <p>オ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等についての協力依頼は行われているか。</p> <p>(3) 母子世帯等に対する指導援助の状況</p> <p>ア 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</p> <p>イ 母親の養育態度、子の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>ウ 子の進路について、学校等関係機関との連携を図り、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>エ 児童扶養手当等、他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。</p> <p>オ ひとり親世帯就労促進費の認定は、適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(3) 適正な保護の決定 事務の確保</p>	<p>(4) 多重債務問題等に関する指導援助の状況 債務整理等の支援に関する個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</p> <p>(5) 関係機関との連携及び社会資源等の活用状況</p> <p>ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。</p> <p>イ 民生委員、保健所、町村役場、各種相談員、医療機関、介護機関、学校等関係機関との連携、近隣住民との協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。 また、必要に応じ、関係者にケースへの同行訪問を要請しているか。</p> <p>ウ 介護保険料、公営住宅家賃、学校給食費の未納について、関係部局と連携を図り、納付状況を把握するとともに、滞納しているケースについては、被保護者に対し適切な納付指導を行うか、代理納付等の手続きをとることにより改善が図られているか。</p> <p>1 保護の開始 保護の開始は、急迫性がないにも関わらず要保護者の資産及び収入に係る必要な関係先調査をせずに開始していることはないか。また、保護の開始・申請の却下は、要否の判定を適正に行い決定されているか。</p> <p>2 保護の廃止 (1) 要否の判定による廃止 保護の廃止は、当該世帯における収入の増加、最低生活費の減少等により保護を要しない状態を確実に把握した上で、医療費、介護費用等を含め</p>